

平成 26 年 1 月 14 日

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

予防接種基本方針部会

部会長 岡部 信彦 殿

公益社団法人日本小児科学会

会長 五十嵐 隆

予防接種後の紛れ込み事象を鑑別するための調査制度に関する要望書

平成 25 年 3 月の予防接種法改正に伴い、同年 4 月から医師に副反応報告が義務づけられた。この法律では、予防接種との因果関係に関わらず、接種後一定期間に発生した症状について、報告が義務づけられている。

予防接種後には一定の頻度で紛れ込み事象が存在することは明らかであり、原因究明を行い、正しく診断することは、患者にとっては適切な医療を提供することに繋がり、ひいては国民の予防接種に対する安心・安全に繋がることを期待される。

予防接種後に発生した重篤な疾病（症状）については、感染症の鑑別も含めて、国あるいは行政の公的機関で、原因究明を実施する制度の構築が必要である。予防接種の直後に不幸にも死亡した症例については、剖検を義務づけるなど、その原因究明を国として実施できる体制作りが必要である。

また、予防接種後に報告が義務づけられている疾病（症状）については、ベースラインの発生状況の把握（疾病の発生動向調査：ベースライン調査）が必要である。入院加療が必要な疾病については、レセプト情報を活用することも含めて、平時の発生状況を把握し、そのベースラインをもとに、異常な増加が見られないかを迅速に探知し、必要に応じて積極的疫学調査の実施と、その実施を担う調査医療機関の選定等、予防接種後の紛れ込み事象を鑑別するための調査制度構築を要望するものである。